

胆江地区衛生センターに廃棄物を搬入する皆様へ

奥州金ケ崎行政事務組合一般廃棄物処理施設設置条例（以下「条例」という。）及び奥州金ケ崎行政事務組合一般廃棄物処理施設設置条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、胆江地区衛生センター（以下「衛生センター」という。）に廃棄物を搬入しようとする場合は、奥州金ケ崎行政事務組合管理者の許可を受けるために、衛生センター使用（変更）許可申請書（以下「申請書」という。）を提出する必要があります。

つきましては、令和2年3月31日をもって許可期限が満了となりますので、引き続き廃棄物を搬入する方は、裏面の「申請書の記載の仕方について」を参照し、令和2年3月19日まで奥州金ケ崎行政事務組合に申請書を提出してください。内容を審査した後、許可証を交付します。

なお、許可を受けた者であっても、この条例及び規則に違反した場合は、当該許可を取り消し、その効力を停止し、又は搬入の中止、現状の回復若しくは衛生センターからの退去を命ずることがありますので十分注意してください。

また、許可後に記載内容の変更が生じた場合は、再度申請書を提出する必要がありますので、ご留意願います。

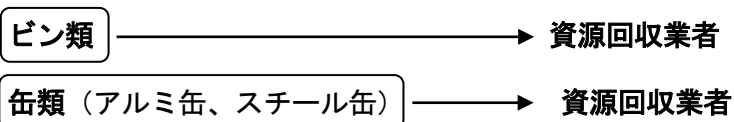
衛生センターは、一般廃棄物処理施設です。産業廃棄物は処理できませんのでご注意ください。

ごみ減量化へのお願い

現在、奥州市前沢にある一般廃棄物最終処分場へ焼却灰、不燃物残渣を処分しております。出来るだけ埋立ごみを減らすために、ごみの排出抑制、減量化及び再資源化が必要です。

商店、事業所等や収集運搬業者の皆さんのご協力をお願いします。

埋立てごみを減らすため、次のもののリサイクルを重点的にお願いします。



※ ごみ減量化計画書提出のお願い

衛生センター使用（変更）許可申請書と一緒に、ごみ減量化計画書（別紙）にリサイクルへの取組状況を記載し提出をお願いします。

衛生センター使用（変更）許可申請書の記載の仕方について

1 この衛生センター使用許可（変更）申請書（以下「申請書」という。）に、必要事項を記入のうえ、奥州金ケ崎行政事務組合に提出してください。申請書等の様式は奥州金ケ崎行政事務組合のホームページからダウンロードも可能です。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条に規定する廃棄物の処理を業とする者は、申請書には法に基づく許可証の写しを添付してください。

3 記載上の注意事項

申請者は、会社等にあつては社名（商店名）及び代表者名を、個人にあつてはその氏名を記入し、押印してください。

各欄の記載の仕方については、次のとおりです。

(1) 「1 事業所名」は、廃棄物を搬入する事業所名を記載すること。

(2) 「2 搬入責任者」は、直接搬入に携わる者のうちから、その責任者の氏名を記載すること。

(3) 「3 業種」は、できるだけ内容を詳しく記載すること。

(4) 「4 廃棄物の種類」は、該当する廃棄物の種類の区分番号にマルで囲むこととし、(③ごみ) とする場合は、主たる内容物について詳しく記載すること。

(5) 「5 搬入回数」は、区分で一番多く該当する箇所にその回数を記載すること。

(6) 「6 使用期間」は、奥州金ケ崎行政事務組合が記載しますので、申請者において記入しないこと。

※許可の有効期間は、2年以内と定められています。

(7) 「7 使用車両」は、自動車検査証を参照の上記載することとし、使用車両が多い場合は、必要に応じ別紙に記載し、添付すること。

なお、使用車両が不特定の場合は、主として使用する車両について記載するとともに「8 許可条件等」にその旨を明記すること。

また、申請者等の変更にあつても同様とする。

(8) 「8 許可条件等」は、上記(7)の不特定車両についての明記及び申請者等の変更以外は、奥州金ケ崎行政事務組合が記載します。

(9) 記載上の不明な点がありましたら、下記に問い合せください。

奥州金ケ崎行政事務組合 施設管理課管理係

TEL 0197-24-5821 FAX 0197-24-5823